

3歳～5歳児（年少から年長児）の保護者の皆様へ

保育所を利用する子どもたちの保育料が**無償化**されます。

※ 年齢は4月1日時点での年齢です。

【対象者・保育料】

○ **保育所を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料が令和元年10月1日から無償化されます。**

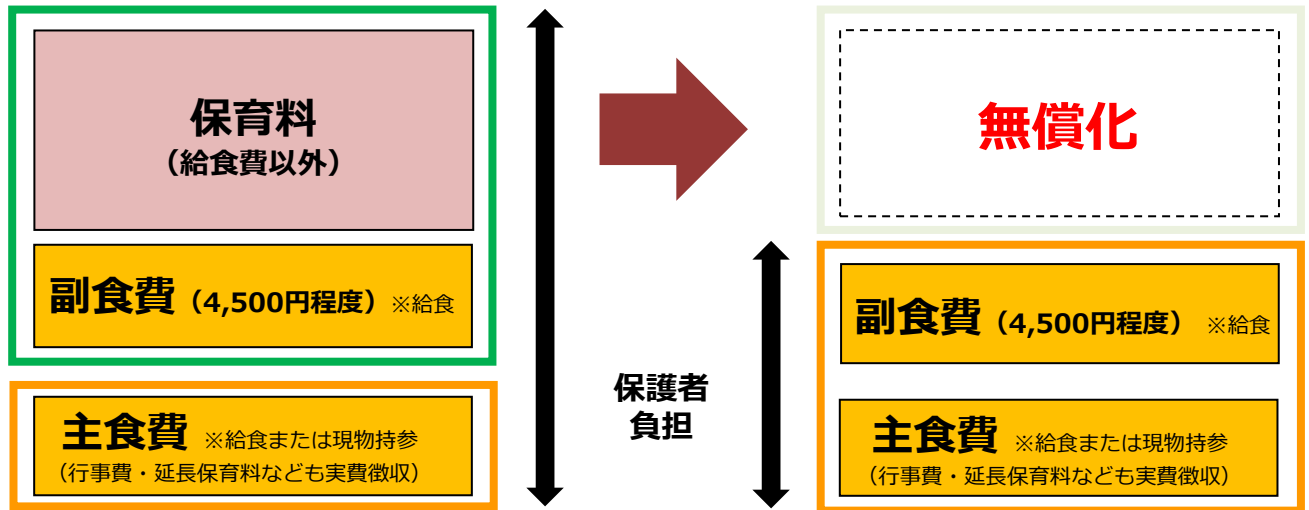
- 給食費、行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- 無償化に係る新たな手続きは必要ありません。

○ **給食費（主食費と副食費）について**

- 今後は、給食費（主食費と副食費）を保育所にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、18歳未満の児童を3人以上養育している世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食費が免除されます。対象者については、別途通知いたします。

～これまで～

～無償化後～



※副食費・・・おかず・おやつ代など
※給食費の金額は施設ごとに異なります。

給食費は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。

○ **就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。**

問い合わせ先: 宇土市 健康福祉部 子育て支援課

TEL: 0964-22-1111

MAIL: kosodate01@uto.kumamoto.jp